

ご利用ください

# 『高齢者タクシー利用助成制度』

市では、平成28年度も75歳以上の高齢者を対象に、「バス停が遠い」「車を運転しない」等、移動手段が無い方の日常生活や積極的な社会活動参加の支援として、タクシー乗車料金の一部を助成します。

**■対象者**（次のすべてに該当する方が対象です。）

- 市内に住民登録がある75歳以上の方
- 市民税非課税世帯の方
- 市税等に滞納がない方
- 自動車の運転をしない方

**■助成券の申請**

- ◆受付開始日 4月1日(金)
- ◆申請場所 高齢福祉課窓口
- ◆申請方法 交付申請書に必要事項を記入して、ご提出ください。（申請用紙は窓口にあります。）

**◆持ち物** 印鑑、料金

（助成券1シート6枚綴りが、3,000円です。）

**■助成券の交付**

料金と引き換えに1シート単位で助成券を交付します。なお、交付枚数は一人につき

き10シート（60枚）を限度とします。

**■注意事項**

- 助成券を利用できるタクシイ事業者は次の4社です。
  - ・松葉タクシイ(有)
  - ・第一交通(有)
  - ・佐久小諸観光(株)
  - ・ニュー交通(有)
- 助成券1枚で1,000円までタクシイを利用できます。1回の乗車で1枚のみに限りま。
- おつりは出ません。
- 乗車料金が1,000円を超えたときは、超えた金額を支払いいただきます。
- 必ず本人が利用した際にお使いください。また、助成券を他人に譲渡することはできません。
- 助成券の有効期限は、平成29年3月31日までです。
- 紛失した助成券の再発行はできません。

**■使用しなかった平成27年度発行の助成券の料金を還付します**

平成27年度発行の助成券は、平成28年4月1日以降は使えません。

未使用の平成27年度発行の助成券をお持ちの方には、料金の還付を行っています。なお、還付方法は、口座振込のみとなります。

**◆申請期限** 4月28日(木)

**◆申請場所** 高齢福祉課窓口

**◆持ち物** 未使用の助成券・印鑑・還付の振込先口座番号のわかるもの（口座が本人名義でない場合は、委任状の提出が必要です。）

**▼問い合わせ先**  
高齢福祉課 高齢者支援係



## 『高齢者向け』 年金生活者等支援 臨時福祉給付金を支給します



政府の「一億総活躍社会」の実現に向け、賃上げの恩恵が及びにくい年金受給者等への支援の観点と、平成28年度前半の個人消費の下支えを目的に、所得の少ない高齢者を対象として年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給します。

**◆支給対象者**（次のすべてに該当する方）

- ①平成28年度中に65歳以上となる方（昭和27年4月1日以前に生まれた方）
- ②平成27年1月1日現在、小諸市に住民登録されている方
- ③平成27年度分の住民税（均等割）が課税されていない方

**◆次の方は対象外です**

- ①住民税（均等割）が課税されている方（市外在住者含む）の扶養親族となつている方（税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色・白色事業専従者が該当します）
- ②生活保護制度の被保護者

**◆申請会場**

市役所内（申請書パンフレットでご案内します）

**▼問い合わせ先**

厚生課 保護社会係

**◆申請受付期間**  
4月25日(月)～7月26日(火)